

事務連絡
令和8年2月18日

公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課
医療課医療指導監査室

オンライン資格確認未導入の指定訪問看護事業所を対象とする
指導について（周知）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、オンライン資格確認が未導入の場合には対応するよう関係者の皆様に周知いただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和8年2月18日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課
医療課医療指導監査室

オンライン資格確認未導入の指定訪問看護事業所を対象とする指導について

指定訪問看護事業所（以下「訪看ステーション」という。）については、令和6年12月2日からオンライン資格確認の導入が原則義務化されたところです。

今般、オンライン資格確認の導入が義務であるにもかかわらず未導入であり、有効な経過措置の届出がなされていない訪看ステーション（以下「未導入施設」という。）を対象として、eラーニング方式による集団指導を下記により実施することとしますので、遺漏なきようお願ひいたします。

記

未導入施設を対象とした集団指導については、eラーニング方式により実施することとします。

（1）eラーニング方式による集団指導の概要

未導入施設がインターネットを介してeラーニングシステムにログインし、指定された動画コンテンツを視聴することによって実施します。

（2）対象となる未導入施設について

厚生労働省保険局医療課医療指導監査室から別途提供する未導入施設が対象となります。

（3）受講案内について

受講案内については、厚生労働省から未導入施設に対して送付します。

なお、受講案内は各厚生（支）局名を記載した封筒（別紙1「封筒例」）に未導入施設毎のID及びログインパスワード、照会先として都道府県事務所等名、連絡先を記載した受講案内を同封して送付します。（別紙2「受講案内例」）

(4) 指導実施日等

① 受講案内送付日

令和8年2月20日（金）

② 視聴期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月19日（木）まで

(5) e ラーニング方式による集団指導の出席の確認について

集団指導の対象となる未導入施設は、指定された動画コンテンツの視聴を完了することにより、集団指導に出席したこととなります。出席の確認については厚生労働省において確認しますので、地方厚生（支）局において、出席の確認をしていただく必要はありません。

(6) その他

インターネット環境等の理由により e ラーニングによる集団指導を受けることができない等の未導入施設があった場合には、資料を送付するなど柔軟に対応願います。

235x120+35 (縦90x45 左から24 底から63)

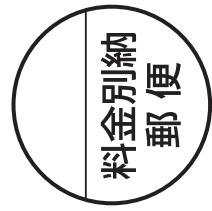


厚生労働省 北海道厚生局

医療課

〒060-0808

北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号
札幌第1合同庁舎6階
北海道厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido>



厚生労働省 東北厚生局

医療課

〒980-8426

宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20
花京院スクエア21階

東北厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku>



厚生労働省 関東信越厚生局

医療課

〒330-9713

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さしたま新都心合同庁舎1号館7階

関東信越厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu>



厚生労働省 東海北陸厚生局

医療課

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋合同庁舎第1号館6階

東海北陸厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku>



厚生労働省 近畿厚生局

医療課

〒541-8556

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎第4号館3階

近畿厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki>





厚生労働省 中國四国厚生局

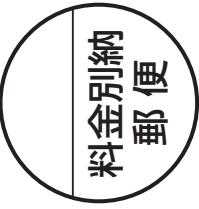
医療課

〒730-0012

広島県広島市中区上ハ丁堀6-30

広島合同庁舎4号館2階

中国四国厚生局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku>





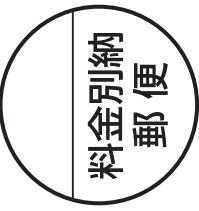
厚生労働省 四国厚生支局

医療課

〒760-0019

香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎南館5階

四国厚生支局ホームページアドレス <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku>





厚生労働省 九州厚生局

医療課

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-8

住友生命博多ビル4F

九州厚生局ホームページアドレス <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu>

料金別納
郵便

令和 8 年 2 月

〒XXX-XXXX

○○県○○市○○一○○

○○訪問看護ステーション 様（管理者様）

○○厚生局

オンライン資格確認導入のための e ラーニング（集団指導）の実施について
(ご案内)

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月から指定訪問看護事業所にオンライン資格確認の導入が義務化されたところです。

有効な経過措置の届出がなされておらず、オンライン資格確認が未導入の事業所に対して、これまで導入に向けて様々な働きかけ（裏面参照）を行ってきましたが、貴事業所においては現時点ではオンライン資格確認が導入されていません。

つきましては、下記のとおり e ラーニング（集団指導）を実施いたしますので、視聴可能期間内に視聴してください。

記

1 目的

事業所の開設者、管理者を対象に、オンライン資格確認の義務化に関する内容や導入の進め方、サポート等についてご説明し、オンライン資格確認の導入を促すことを目的としています。

2 視聴方法

別紙 1 の U R L 等からログインページにアクセスし、e ラーニング用動画（約 13 分 1 本）を視聴してください。なお、インターネット環境等の理由により、e ラーニングの受講が困難な場合、以下の連絡先までお尋ねください。

3 ログイン ID・パスワード（全て半角）

ログイン ID : ○○○○○○○○○○

パスワード : ○○○○○○○○○○

（連絡先）

○○厚生局 ○○事務所

〒XXX-XXXX

○○県○○市○○一○○

電話 XXX-XXX-XXXX

4 視聴可能期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月19日（木）まで

5 その他

- ・オンライン資格確認を導入しない場合（有効な経過措置の届出がなされた場合を除く。）には、個別に導入を促すことになりますのでご留意ください。なお、経過措置に該当すると思われる場合、別紙2の方法で届出を行ってください。
- ・令和8年1月5日以降にオンライン資格確認を導入した、もしくは、経過措置の届出を行った事業所については、行き違いとなりますので、ご容赦ください。
- ・既に廃止・休止しているにもかかわらず、本文書が届いた場合は、所管の地方厚生（支）局に廃止・休止の届出を行ってください。
- ・導入に当たってご不明な点に対応するため、オンライン資格確認等コールセンター【0800-080-4583 月～金（祝日を除く）8:00～18:00、土（祝日を除く）8:00～16:00】、医療機関等向け総合ポータルサイト内「お問い合わせ」ページ（https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com_med_inquiry）を設置して相談をお受けしています。
また、本eラーニング（集団指導）に関するご照会は表面に記載の連絡先に、視聴方法に関しては別紙1に記載のメールアドレスにお問い合わせください。

（参考）オンライン資格確認を未導入の事業所への働きかけについて

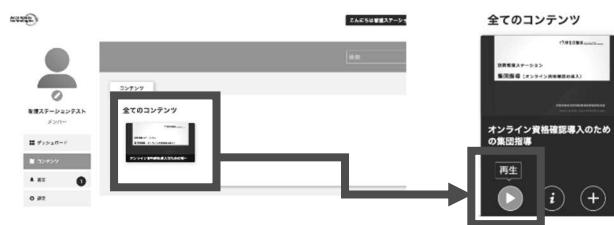
- ・令和6年12月以降、オンライン資格確認を未導入の訪問看護事業所（以下、「未導入事業所」という。）に対し、電話及び電子メールにて導入の勧奨、経過措置に該当する場合はその旨を届け出ることを連絡しました。
- ・令和7年5月に未導入事業所に対して、文書により導入勧奨及び経過措置に該当する場合はその旨を届け出ることを求める連絡等をしました。
- ・令和7年8月に未導入事業所に対して、文書により重ねて導入勧奨及び経過措置に該当する場合はその旨を届け出ることを求める連絡等をしました。

e ラーニング用動画の視聴手順

以下の手順で e ラーニング (集団指導) 用の動画を視聴してください。

視聴手順に関するご照会は、以下のメールアドレスにお問い合わせください。

メールアドレス : kensyu25@e-webinar.net

<p>①右のURLまたは二次元コードからログインページにアクセス</p>	<p>URL : https://ewebinar.uishare.co 二次元コード :</p> 
<p>②同封のe ラーニング (集団指導) の実施についてのご案内の表面の3に記載のログインID・パスワードを入力してログイン ※全て半角で入力</p>	
<p>③「オンライン資格確認導入のための集団指導」を選択 ※視聴する動画は1本のみ (約13分)</p>	 <p>再生 (▶) を押す</p>
<p>④動画を視聴し、画面右上の表示が「100%」となっていれば、視聴が完了</p>	

※視聴を完了しなければ、集団指導を受講したとみなされませんのでご留意ください。

経過措置の届出について

- 下記のやむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、「医療機関等向け総合ポータルサイト」から経過措置の届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。

やむを得ない事情	期限
電気通信回線設備に障害が発生した場合	障害が解消されるまで
令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の訪問看護ステーション（システム整備中）	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和7年6月末まで)
オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されていない訪問看護ステーション（ネットワーク環境事情）	オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されてから6か月後まで
改築工事中の訪問看護ステーション	改築工事が完了するまで
廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション	廃止・休止するまで (遅くとも令和7年6月末まで)
その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション ・常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合 ・その他上記の類型と同視できる特に困難な事情がある場合	特に困難な事情が解消されるまで

(※) 医療保険分のレセプト請求がない施設は、その旨を記載した猶予届出をご提出いただければ経過措置の適用を受けることができます。

また、レセプト請求がごく少数の施設は、その旨と具体的な件数を記載した猶予届出をご提出いただくことで、経過措置の適用を受けられる場合があります。

- 経過措置の届出は、以下の二次元コードより行ってください。なお、届出には医療機関等向け総合ポータルサイトへのログインが必要です。

